

けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通協議会規約

令和6年3月25日制定

（令和6年5月17日一部改正）

（目的）

第1条 けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、関西文化学術研究都市の京都府域に係る法第5条第1項に定める地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）地域公共交通計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- （2）地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （3）地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。

（組織及び委員等）

第3条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者又は団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

（会長）

第4条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。
- 3 会議は、委員及び代理者の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は多数決とする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 協議会に係る事務処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第9条 協議会に監査員を2名置く。

2 監査の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月17日から施行する。